

須賀川市 住宅用再生可能エネルギー等 システム設置補助事業



支援対象システム	概要	補助額
①太陽光発電システム	住宅の屋根などに設置され、太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧の配線と逆潮流で連携しているシステム	1kw : 15,000円 } 4kw(上限) : 60,000円
②ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの見えるかを図るシステム	一律 10,000円
③家庭用蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池部 (リチウムの酸化及び還元で電気エネルギーを供給する蓄電池) と、インバータ等の電力変換装置が一体的に構成されたシステム	1kw : 10,000円 } 4kw(上限) : 40,000円
④地中熱利用システム	地下の安定した温度の「地中熱」を利用し、従来どおりの熱源機をして、暖房・冷房給湯などを行うシステム	1kw : 20,000円 } 5kw(上限) : 100,000円
⑤V2Hシステム	電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への供給が可能な機器。 ※国の補助事業の補助対象設備として、(一社)次世代自動車新興センターに登録されている機器。	補助対象経費以内の額 上限 : 50,000円

※各支援対象システムの組み合わせでの申請は可とします。ただし、申請は1世帯1システムで、1回限りとします。

お問い合わせ・申請先

須賀川市生活部 生活環境課 / 〒962-8601 須賀川市八幡町135
環境係 / 0248-88-9130

補助申請対象者

●補助の対象となる方は、次に掲げる要件を満たす方です。

1. 須賀川市内に自らが所有し居住する住宅に、新たに須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱に定めるシステムを設置した個人の方。
2. 次のいずれかに該当する方。
 - a、既存の住宅にシステムを設置した方。
 - b、新築時にシステムを設置した方。
3. 今年度に「補助対象」のシステムを設置した方、または、前年度に「補助対象」システムを設置したが補助を受けていない方。
4. 市税等を滞納していない方。

交付申請

●次の書類を添えて提出してください。
各種申請書類は須賀川市のホームページから入手できます。

※申請書の記入は、ボールペンや万年筆をご使用ください。鉛筆や消せるタイプのボールペンで記載された場合は、再提出をお願いすることとなりますので、予めご了承ください。

- 1.補助金交付申請書（第1号様式）
- 2.事業概要内訳書（第2号様式）
- 3.設置に係る領収書の写し及び経費内訳の確認ができる書類
- 4.設置したシステムの設置・施工に係る契約書及び設計書等の写し
- 5.設置したシステムの性能等を示す書類（カタログなど）
- 6.設置前、設置後の状況を示す写真
- 7.市税等完納証明書（第3号様式）又はそれに準ずる書類
⇒所定の様式（第3号様式）に必要事項を記入し、税務課で証明を受けてください。（納税証明書ではありません。）
市税等完納証明書の住所・氏名は、申請者本人の直筆で記入してください（ワープロ不可）
⇒本年1月1日以降に須賀川市に転入された方は、転入前の市町村の納税証明書を提出してください。
- 8.受給契約に関する契約確認書及び単線結線図の写し（太陽光発電システム設置の場合）
- 9.設置状況を示す図面（地中熱利用システム設置の場合）
- 10.補助金交付請求書（第15号様式）
- 11.その他市長が特に必要と認める書類

※補助金交付請求書⇒口座名義は申請者本人に限ります。（通帳の写しを添付してください。）

※住宅を新築時にシステムを設置された方で、須賀川市に転入された方は住民票を添付してください。

詳しくは須賀川市のホームページまで

<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

くらし・手続き⇒ごみ・リサイクル・環境保全⇒再エネ・省エネ対策⇒令和8年度須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助事業

補助金が交付されたら

- 補助金の交付対象者は、補助金交付額が確定した日から起算して5年間は善良な管理が必須となります。
- この5年間を経過する前に、システム処分の事態が発生した場合には、速やかにお知らせください。